

「川越市情報公開条例」の一部改正（案）の概要について

令和4年10月

総務部総務課

1 目的

個人情報保護制度及び情報公開制度（以下、「両制度」という。）は、市民等が市の保有する情報の公開を請求する仕組みを有している点において共通しており、その点において、統一的な制度運用を行っています。

令和3年5月に個人情報保護法（以下、「法」という。）が改正され、令和5年4月からは地方公共団体にも法の規定が直接適用されることに伴い、本市においても川越市個人情報保護条例を見直すとともに、引き続き両制度の統一的な運用を実施していくために、川越市情報公開条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正事項

(1) 非公開情報に係る規定等の整備

情報の公開の請求があった場合における両制度の統一的な運用を図るために、川越市情報公開条例において非公開情報を規定している条文を、法の規定に合わせた内容で整備するものです。

→情報公開条例の非公開情報に関する規定を、法の不開示情報に関する規定に合わせる改正を行うこととします。

(2) 附属機関に係る規定の整備

川越市個人情報保護条例の改正に伴い、条例設置の同様の機能を持つ附属機関の統合を検討することで、効率的な附属機関運営が見込まれることから、川越市情報公開条例における附属機関に係る規定を整備するものです。

→ア 不服申立ての審査を行う附属機関を、川越市行政不服審査会に統合します。

イ 情報公開制度の重要事項についての審議の役割については、新たに設置する予定の「川越市情報公開・個人情報保護審議会」に機能を持たせま

(3) 審査請求に係る規定の整備

法の規定の適用に伴い、両制度における審査請求の審査手続に違いが生じることから、審査請求手続においても統一的な運用を図るため、川越市情報公開条例の審査請求に係る規定を整備するものです。

→情報公開請求に対する決定等に係る審査請求において、行政不服審査法上の審理員による審査手続に関する規定を、法の規定に合わせて適用除外とする旨規定します。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 効果

情報公開制度の適正な運用を図ることができます。